

# 指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

医療法人 あかぎ

ケアプランセンターFIRST

# 指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

令和7年7月1日現在

## 1. (事業者が提供するサービスについての相談窓口)

利用者へのサービス提供を担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望がありましたら、何でもお申し出ください。

電話番号	027-212-3677 受付時間 9:00~18:00
担当者	主任介護支援専門員： 河崎 里美

※ 休業日に関しては、電話による受付とし緊急の場合は担当者へ連絡対応致します。

## 2. (支援事業者『法人』の概要)

名称・法人種類	医療法人 あかぎ
設立年月日	平成28年8月
代表者名	理事長 西山 佳秀
所在地・連絡先	(住所) 群馬県前橋市大手町1丁目5-11 大手町ビル1階 (電話) 027-223-6780
法人の行う他の業務	訪問看護、歯科診療所

## 3. (事業者の概要)

### (1)事業者名称及び事業者番号

事業者名称	ケアプランセンターFIRST
開設年月日	令和5年2月1日
所在地・連絡先	(住所) 群馬県前橋市総社町2丁目8番地5 リベラパレス B201 (電話) 027-212-3677 (FAX) 027-212-3602
事業者番号	1070108368
管理者の氏名	河崎 里美
事業の実施地域	前橋市、高崎市、吉岡町、渋川市、榛東村

## (2) 事業者の職員体制

	人 数	常 勤	非常勤	備 考
管 理 者	1名	1名		主任介護支援専門員兼務
介護支援専門員	4名	4名		うち1名事務職員兼務
事務職員等	1名	1名		介護支援専門員兼務

## (3) 営業日および営業時間

		営業時間
営業日	月～金曜日	午前9時～午後6時
休業日	土、日	

※電話等により24時間常時連絡が可能です。

## 4. (事業の目的・運営方針)

### (1) 事業の目的

医療法人あかぎ（以下「法人」という。）が開設するケアプランセンター FIRST（以下「事業者」という。）が行う指定居宅介護支援（介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、法人の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）の依頼に基づき指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (2) 運営方針

- 事業の運営は、利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 事業の運営は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

※利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事が出来ます。

利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が出来ます。

- 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（介護保険法

第7条第18項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏らないよう公正中立に行う。

4. 事業の運営に当たっては、関係行政機関、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的な支援に努めるものとする。

また、従事者は定期的な研修を受講するものとする。

5. その他

アセスメント方法として、独自方式を使用します。

## 5. (利用料金)

(1) 利用料金

要介護(要支援)認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

(2) 交通費

サービス提供事業者の営業地以外の利用者は、サービス従業者がおたずねする交通費の実費を徴収させていただきます。また、自動車を使用する場合は、事業者の実施地域を超えた地点から1kmに対して100円とし、使用した距離分を徴収させていただきます。

## 6. (提供する居宅介護支援サービスの職務内容)

(1) 要介護等認定の申請代行。

(2) 当居宅介護支援事業者との「契約」、「重要事項説明書」、「個人情報使用同意書」についての説明と書類作成を行います。

(3) 「居宅介護サービス」(ケアプラン)の作成

- ・「独自方式」を使用して課題分析(アセスメント)を行います。
- ・必要事項の情報収集のために在宅訪問、電話連絡等を行います。
- ・作成されたケアプランは定期的に見直します。

(4) 毎月のサービス利用の計画については利用票を確認していただきます。

## 7. (サービスの利用方法)

(1) サービスの利用開始

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合文書でお申し出があれば、いつでも解約できます。

②事業者の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日以上前までに文書で通知するとともに、この地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の文書が無くとも自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が介護保険の非該当と認定された場合。
- ・利用者が亡くなられた場合、又は被保険者資格を喪失された場合。

④その他

利用者やご家族の方などが事業者や事業者の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により即座にサービスを終了させていただく場合があります。

## 8. (事故発生時、緊急時の対応、苦情相談窓口)

### (事故発生時の対応)

当事業者が行う居宅介護支援サービスにおいて事故が発生した場合は、緊急対応等必要な措置を講じた上で、速やかに市町村・契約者・家族等に連絡します。

②事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

③事業者は、契約者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。

ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

### (緊急時の対応)

事業者は、訪問時において契約者の体調等が急変した際、主治医又は、医療機関に連絡を取り必要な行為を行います。

また、事故等により、財産の破損等の際は速やかに契約者及び家族に連絡します。

主治医	病院名 および 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名 (続柄)	
	住所	
	電話番号	

#### (苦情相談窓口受付)

当事業者が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業者が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業者が作成した「居宅サービス計画」(ケアプラン)に位置づけたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

窓口設置場所	ケアプランセンターFIRST
担当者	河崎 里美
連絡先 (電話番号)	027-212-3677

#### 苦情受付機関

利用者が利用するサービスに関する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先 (電話番号)
前橋市役所 介護保険課 介護保険課	TEL 027-224-1111
群馬県国民健康保険連合会 介護保険課	TEL 027-290-1323

高崎市役所 長寿社会課 介護保険室	TEL 027-321-1250
渋川市役所 高齢福祉課	TEL 0279-22-2111
榛東村役場 健康保険課	TEL 0279-54-2211

吉岡町役場 健康福祉課	TEL 0279-54-3111
群馬県社会福祉協議会 福祉 サービス運営適正化委員会	TEL 027-255-6669

## 9. (損害賠償について)

事業者が利用者に対して賠償すべき問題が起こった場合は、契約書の本文第19条に基づき、事業者は金銭等により賠償いたします。

事業者は、以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

○ 加入保険名

東京海上日動火災保険株式会社

「居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者向、介護事業者賠償責任補償」

○ 保険の内容

居宅介護事業者が行う居宅介護サービス・居宅介護支援サービス。

○ 賠償できる事項

1. 事業者の活動の遂行中、または遂行の結果（飲食物の提供を含む）に起因する対人・対物事故

2. ケアマネージャーが行うケアプラン作成・訪問調査等に起因する対人・対物事故を伴わない純粋経済損害

3. 名誉毀損、秘密漏洩等による損害

4. 他人から借用した財物の損害

5. 介護サービス対象者から支給された財物の損害

## 10. (入院時における医療機関との連携)

入院時における医療機関との連携を取るためご家族が担当ケアマネージャーの氏名と連絡先を病院につたえます。

## 11. (利用者へのお願い)

事業者が交付するサービス利用票、サービス提供証明書等は、利用者の介護に関する重要な書類ですので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

## 12. (重要事項説明書の変更)

重要事項の内容を変更する場合、事業者は利用者にその旨をお伝えします。変更する際は、あらかじめ書面にてお伝えし同意を得ることに専念します。

### 13. (秘密保持)

1. 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者とその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において当該家族の個人情報を用いません。

### 14. (虐待の防止について)

虐待の防止について 当法人は、利用者等の人権の擁護及び虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する専任者 介護支援専門員 河崎 里美
- ② 成年後見制度の利用を支援しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発や普及するための研修を実施しています。

#### (感染症対策に関する事項)

15. 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

#### (業務継続計画の策定に関する事項)

16. 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

## 17. 身体拘束の適正化について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）と行いません。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
  - ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底（1年に1回以上）
  - イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）

## 18. (サービスの第三者の実施状況について)

サービスの第三者の実施状況について

実施なし。

ケアプランセンターFIRST 居宅介護支援サービス 料金表

居宅介護支援費（II）（1月につき）

ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置

令和 7年 1月 1日現在

区分	介護度	単位数	取扱件数
居宅介護支援費(II)(i)	要介護 1・2	1,086	介護支援専門員1人あたり 50件未満
	要介護 3・4・5	1,411	
居宅介護支援費(II)(ii)	要介護 1・2	544	介護支援専門員1人あたり 50件以上 60件未満
	要介護 3・4・5	704	
居宅介護支援費(II)(iii)	要介護 1・2	326	介護支援専門員1人あたり 60件以上
	要介護 3・4・5	422	

※居宅介護支援費(I)(i)～(iii)は、本事業所は該当しないために省略いたします。

※当事業所の地域区分は7級地 1単位:10.21円

加算・減算(1月につき)	単位	条件
初回加算	300	新規にケアプランを作成した場合、または要介護認定が2区分以上変更されたケアプランを作成した場合
入院時情報連携加算(I)	250	病院または診療所に入院した当日に情報提供了した場合
入院時情報連携加算(II)	200	病院または診療所に入院して3日以内に情報提供了した場合
特定事業所加算(I)	519	主任介護支援専門員2名以上、常勤3名以上の配置等(24時間連絡体制)
特定事業所加算(II)	421	主任介護支援専門員、常勤3名以上の配置等(24時間連絡体制)
特定事業所加算(III)	323	主任介護支援専門員、常勤2名以上の配置等(24時間連絡体制)
特定事業所加算(A)	114	主任介護支援専門員、常勤又は非常勤1名以上の配置等(24時間連絡体制)
特定事業所医療介護連携加算	125	特定事業所加算(I)～(III)を算定しており、前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルマネジメント加算を15回以上で算定
運営基準減算	50/100 で算定	ご利用者宅訪問してのモニタリング・担当者会議・ケアプラン交付等を怠った場合、利用者やそ

		の家族に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、またケアプランに位置づけた理由を求めることが可能であることの説明を怠った場合
	算定しない	上記を 2 か月以上連続していない場合
通院時情報連携加算	50	ご利用者の受診の際に同席し医師又は歯科医師等に必要な情報提供を行い、必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合
退院・退所加算(I)イ	450	医療機関や介護保険施設等の職員から情報提供をカンファレンス以外の方法で 1 回受けていること
退院・退所加算(I)ロ	600	情報提供をカンファレンスにより 1 回受けていること
退院・退所加算(II)イ	600	情報提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けていること
退院・退所加算(II)ロ	750	情報提供を 2 回受けしており、うち 1 回以上はカンファレンスによること
退院・退所加算(III)	900	情報提供を 3 回受けしており、うち 1 回以上はカンファレンスによること
ターミナルマネジメント 加算	400	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握したうえで、その死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、居宅を訪問し、心身の状態を記録し、主治医又は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に情報提供した場合
緊急時等 居宅カンファレンス加算	200	病院又は診療所の職員と共に利用者宅でカンファレンスをした場合
特定事業所集中減算	所定単位数より 200 単位減算	正当な理由なく前 6 か月間に同一の事業所に提供されたものの占める割合が 80%を超えていること【対象サービス】訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与

※利用者負担額はありません。

運営基準に定められたその他の費用

通常の事業の実施地域を越えた所の交通費	通常の事業の実施地域を越えた所から片道分 1 kmあたり 100 円	通常の事業の実施地域は、前橋市、高崎市、吉岡町、渋川市、榛東村とする。
---------------------	------------------------------------	-------------------------------------

\*当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおり。

令和 年 月 日

重要事項

居宅介護支援契約締結にあたり上記のとおり説明し、交付致します。

事業者 所在地 群馬県前橋市総社町2丁目8番地5  
リベラパレスB201

事業者(法人)名 医療法人 あかぎ

事業者名 ケアプランセンターFIRST

事業者番号 1070108368

代表者名 理事長 西山 佳秀 印

説明者氏名 河崎 里美 印

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この文章が契約書の別紙（一部分）となることについても同意し交付しました。

利 用 者 住所

名前 印

代 理 人 住所

名前 (続柄) 印